

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 平成27年8月28日（金）13:34～13:46
- 2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室
- 3 出席

<WG委員>

- 座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長
大阪大学社会経済研究所招聘教授
- 委員 阿曾沼 元博 医療法人社団滉志会瀬田クリニックグループ代表
- 委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長
- 委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授
昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<提案者>

- 佐藤 美幸 厚生労働省医政局医療経営支援課課長

<事務局>

- 川上 尚貴 内閣府地方創生推進室長代理
- 藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 医療法人の理事長要件に係る通知について
- 3 閉会

○藤原次長 続きましては、これも改正法で明記されました、医療法人の理事長要件に関してでございますけれども、こちらのほうでも通知が発出される予定です。その点につきましても、御議論をいただきたいということでございます。

それで、八田座長、よろしく申し上げます。

○八田座長 どうも、お忙しいところ、お越しくださいますありがとうございます。

早速、御説明をお願いいたします。

○佐藤課長 厚生労働省の医療経営支援課長でございます。よろしく申し上げます。

それでは、国家戦略特区の医療法人の理事長要件の件でございます。

お手元に資料がございますが、4枚目を先に見ていただければと思います。一番後ろでございませう。

4枚目の中で、国家戦略特区法の中で、3行目にありますが、医師または歯科医師でない理事であって、医療法人の経営管理について専門的な知識を有するものうちから理事長を選出するというようになっておりまして、その上に、その政令という形に、今回なっております。

政令につきましては、認可の申請に係る理事が、2年以上の医療法人の理事として経験を有するものであること。

2つ目が、社会医療法人または特定医療法人であること。

3点目が、地域医療支援病院、日本医療機能評価機構の審査を受けているものという3つを政令にしてございます。

それで、通知の一番前に戻っていただければと思います。

この政令につきまして、通知を出す予定となっております。

第1というところですが、簡単に通知の中身を説明させていただきますが、これにつきましては、第1の1で、特区の区域計画について内閣総理大臣の認定を受けたときは、都道府県知事は、認可の申請について政令で定める基準、先ほど申し上げたものでございますが、これに適合すると認める場合には、当該認可をするものとされているということを明確にしてございます。

2枚目、2番目で、政令で定める基準ということで、(1)から(4)まで書いてございます。

(1)につきましては、その下のところでございますが、許可の申請に係る医療法人が国家戦略特区区域において国際的な経済活動の拠点の形成に資する医療の提供を行うものであることが必要である旨を定めているということで、今回の戦略特区の考え方を、そこに書いてございます。

(2)で、政令に定める基準というものについて、先ほど申し上げました、2年以上の医療法人の経験を有するもの、社会医療法人または特定医療法人。

③番目で、地域医療支援病院または日本医療機能評価機構が行う評価の認定を受けた病院のいずれかに該当することが必要である旨を定めていますということで、再度、通知の中で申し上げます。

(3)のところで、これは、①の2年以上、医療法人の理事としての経験の有するものということで、これにつきましては、もともと昭和61年に通知が出ておりますが、これを明確にしたということを踏まえて、これに適合すると認めるときには、許可をすることを基本とするということを書いております。

ただし書きで、2年以上というところ、そこから、3行下にいただきたいのですが、理事就任の際における経営上の利害関係にある営利法人等の関与の度合い、2年以上の理事の間に担当している具体的職務、その間における他の法人、これは営利法人を指しておりますが、その役員との兼務の有無と、こういうものを勘案して認可をしてくださいということになってございます。

下から2行目になりますが、これは、2年以上の①のことについて言っていますが、当該運営柔軟化事業に係る医療法人からの、次のページに行っていただきまして、認可の申請に当たらないときは、当然ですが、認可は認められないということを書いてございます。

(4)は、社会医療法人または特定医療法人、地域医療支援病院等ですが、これにおいて、もともと通知と同じ基準になりますので、これを政令において明確化したものであるため、適切な運用が確保されるようにということを留意するということを書いてございます。

ここにも、先ほどのところと同じですが、確認の結果、認められない場合は、当該認可は認められない点というふうに再度書いてございます。

第2でございまして、これは、私ども医療法の中で、非営利性ということをお願いしていますので、ここの徹底ということで書かせていただいています。

1のところでは、医療における非営利性の確保は、医療の一般原則として当然要請されています。

その下で、4行目の後ろからですが、当該申請に係る理事が、当該医療法人の医療機関の開設・経営上利害関係に当たる医療法人等の役職員を兼務することは認められないことから、理事長として認可することは認められないと。

これは、先ほどのところにも出てきましたけれども、兼務すること自体を認められてございませんので、当然、兼務をしているということになれば、理事長としては認められないということをお願いして、これを厳正に対処して、これを書かせていただいております。

2番では、この特区の中でも、この項目の適用を希望しない、または、適用できないものについては、通常の理事長の認可の申請、できないものについては、もともとの通知に基づきまして、普通の申請を行うことが可能でありますということを再度書かせていただいております。

説明は、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

それでは、御意見、御質問をお願いしたいと思います。

では、阿曾沼先生、どうぞ。

○阿曾沼委員 非営利性は何なのかという神学論争がありますけれども、そこは、今回は置いておいて、これが最低限、医療経営の安定性に資するという意味では、このいずれかということではないかと思っております。

○八田座長 どうぞ。

○八代委員 ついでに関連質問ですが、3ページの第2のあたりなのですが、一般論ですけども、仮に理事長が医者であれば、この営利法人の役職員との兼務とか、そういうのは自由にできるのですか。

○佐藤課長 いや、もともと認められていないです。

○八代委員 それは、同じなのですね。

○佐藤課長 はい。

○阿曾沼委員 非営利性の論拠という非常に大きい課題はまだまだあると思っています。非営利なのに、どうして事業税を取られるのかとか、どうして非営利なのに寄附控除はないのかとか、非営利組織であっても経営の安定性を担保するために必要な直接資金調達手段を幅広く活用出来ないのかなど、まだまだ多くの課題があると思います。しかし社会医療法人制度の創設によって、多くの課題がある程度改革されましたが。直接金融手段の一つとして債権発行が認められましたが、医療機関の公募債等な広く市場に出ることはまだまだ例外的な事象に過ぎません。今後、まだまだこの点は議論していきたいと思っていますけれども、その第一歩としてはいいのではないかという気がします。

○八田座長 例えば、私の同級生で、医者で同時に100人ぐらいの薬屋を経営していたけれども、そういうのは、普通はだめなのですね。

○佐藤課長 だめです。

○八田座長 だから、何かうまいことやっているのですね、もう亡くなってしまいましたけれどもね。

○佐藤課長 奥さんがやられているとか、そういうことはあるのかもしれませんが、私も、理事長をやっている方が、ほかの営利企業の役職員をやられるというのはだめというふうにやっていますので。

○阿曾沼委員 現実で言えば、民間医療法人は、税金の問題とか、利益の内部留保の観点からメディカルサービス法人等を設立して、非上場で運営しています。それもそれで課題が多いと思います。むしろ、医療機関の非営利組織でも透明性を担保する条件で、直接金融の手段を持つ事や収益事業の聖域無き拡大が必要と思います。組織形態としては、其の方が健全だと思うのです。色々と議論があるでしょうが。

○八田座長 東京オリンピックのときに、いろんなビルをつくって、丹下健三さんは、東大教授で、結局、奥さんが社長の会社で、みんなつくってということがあったけれども、今は、国立大学の先生でも、そういうのができるようになりましたからね。新しい時代に即して、ちょっとこれからは進歩していただきたいと思います。

○阿曾沼委員 本音では、やりたいという医療法人の理事長はいっぱいいると思いますけれどもね。

○八田座長 九州にいと、麻生病院の評判は、めちゃくちゃいいですからね、株式会社だけでも、それは、あの一帯の信頼性は高いです。

では、そういうことで、どうもありがとうございました。